

平成 24 年 度  
島根大学大学院法務研究科  
学生募集要項

島 根 大 学

## 目 次

ページ

### 募集要項

1	アドミッション・ポリシー	1
2	専攻・募集人員	1
3	出願資格	1
4	出願手続	2
5	選考方法	3
6	採点・評価基準	5
7	合否判定基準	5
8	試験場	5
9	合格者の発表	7
10	受験上の留意事項	7
11	入学手続	7
12	授業料	7
13	障がい等のある入学志願者との事前相談	7
14	学生支援制度	8
15	個人情報の取扱い	10

### 研究科案内

1	目 的	11
2	修業年限	11
3	履修方法	11
4	授業科目	12
5	学 位	12
6	ホームページによる情報提供について	12

—問合せ先—

〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060

島根大学教育・学生支援部学務課

TEL : (0852)32-6032

E-mail : nyu-nyushi@jn.shimane-u.ac.jp

URL : <http://www.shimane-u.ac.jp/categories/nyushi/>

## 1 アドミッション・ポリシー

社会事象とその諸問題に強い関心を持ち、社会の中で法曹として求められる役割を常に主体的に考え行動し、そのために必要な能力の研鑽に努めるとともに、本研究科の教育理念に共感する人を受け入れます。

## 2 専攻・募集人員

本学法務研究科では、試験を前期と後期の2回に分けて行います。(志願者は、前期又は後期のいずれか、あるいは両方を受験することができます。)

専攻	募集人員	
	前期	後期
法曹養成専攻	20名 (前期・後期あわせて)	

- 【備考】① 一般入試と特別入試あわせて20名を募集します。なお、一般入試と特別入試の区分については、4ページの『一般入試と特別入試の区分について』を参照してください。
- ② 募集人員に満たない場合は、第2次の学生募集を行うことがあります。

## 3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者又は平成24年3月31日までに該当する見込みの者で、かつ、適性試験管理委員会が実施する「2011年法科大学院全国統一適性試験」を受験したものとします。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの

- 【注】① 上記の(3)(8)により出願を希望する方は、前期にあつては平成23年7月8日(金)までに、後期にあつては平成23年9月9日(金)までに、教育・学生支援部学務課へ問い合わせてください。
- ② 上記の(9)については、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等の卒業業者その他の教育施設等の修了者等で22歳に達したものが該当します。この資格により出願を希望する方は、個別の入学資格審査を行いますので、教育・学生支援部学務課へ入学資格審査要項を請求し、必要な書類を取り揃えて、前期にあつては平成23年7月15日(金)までに、後期にあつては平成23年9月16日(金)までに提出してください。

#### 4 出願手続

##### (1) 出願方法

志願者は、下記(3)の出願書類を取り揃えて提出してください。

なお、郵送する場合は「書留速達」郵便とし、封筒に「大学院法務研究科入学願書在中」と朱書きしてください。

##### (2) 出願期間

試験日程	出願期間
前期	平成23年7月29日(金)から平成23年8月9日(火)までの平日午前9時から午後5時までとします。(郵送の場合も、平成23年8月9日(火)午後5時必着とします。)
後期	平成23年9月30日(金)から平成23年10月11日(火)までの平日午前9時から午後5時までとします。(郵送の場合も、平成23年10月11日(火)午後5時必着とします。)

##### (3) 出願書類

出願書類等	摘 要
1 入学志願票	本研究科所定の用紙を使用し、写真1枚(出願前3ヶ月以内に撮影したもの。)を貼付してください。
2 写真票 (受験票を含む)	本研究科所定の用紙を使用し、写真1枚(出願前3ヶ月以内に撮影したもの。)を貼付してください。
3 卒業(見込)証明書	最終出身(見込) 大学長又は学部長が作成したもの。 なお、複数の学部卒業者又は大学院の修了者は、関連する全ての証明書を提出してください。
又は学位授与証明書	学位授与機構が発行したもの。なお、申請中の場合は学長・校長の学位授与申請(予定)証明書
4 成績証明書	最終出身(見込) 大学長又は学部長が作成したもの。 なお、複数の学部卒業者又は大学院の修了者は、関連する全ての証明書を提出してください。
5 入学検定料 振入金証明書	平成24年度島根大学「入学検定料」振込依頼書等用紙の所定欄に必要事項を記入し、銀行・信用金庫・農協等の金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、「通帳及び印鑑」が必要です。現金による振り込みはできません。)で、取扱期間中(前期:平成23年7月27日(水)～平成23年8月9日(火)、後期:平成23年9月28日(水)～平成23年10月11日(火))の窓口取扱時間内(15時00分まで)に同用紙により入学検定料30,000円を振り込んでください。[ATM(現金自動預払機)は使用しないでください]振込手続後、窓口で返却された「Ⅲ票 振入金証明書(島根大学提出用)」を同封してください。 なお、以下の場合を除き、納入された入学検定料は、いかなる理由があっても返還することができません。 ① 出願書類等を提出したが、受理されなかった場合 (該当者に連絡しますので、所定の期日までに手続を行ってください。) ② 入学検定料を振り込み後、島根大学に出願しなかった場合 ③ 入学検定料を誤って二重に振り込んだ場合 上記②及び③については、本人の申し出により納入された入学検定料を返還することができますので、前期:8月16日(火)、後期:10月18日(火)までに財務部経理・調達課出納担当(Tel.0852-32-6029)へ連絡してください。 なお、返還の手続を行う際に「Ⅱ票 振入金受取書(志願者保管)」及び「Ⅲ票 振入金証明書(島根大学提出用)」が必要となりますので、大切に保管しておいてください。この用紙がないと振込事実の確認ができず、返還ができないことがあります。 【注】1 第1次選考の不合格者に対しては、23,000円を返還する。 2 返還についての詳細は、第1次選考の結果通知の際、該当者に通知する。
6 返信用封筒	受験票等の送付用です。志願者の住所、氏名を記入し、90円切手を貼付した長形3号(12×23.5cm)のものを提出してください。

7 資格・社会的活動等報告書	記入要領に従い本研究科所定の各用紙に記入・記述してください。 (記載事項がない場合も必ず提出してください。)
8 志望理由書 (1), (2)	記入要領に従い本研究科所定の各用紙に記入・記述してください。 (記載事項がない場合も必ず提出してください。)
9 法科大学院全国統一適性試験成績証明カード	適性試験管理委員会が実施した「2011年法科大学院全国統一適性試験」の成績
10 その他	法曹になるにあたり有益と思われる資格等(現行司法試験の択一試験結果を含む)がある場合は、その取得を証明する書類を提出してください。
11 あて名票	4枚すべてに志願者の郵便番号、住所及び氏名を楷書で正確に記入してください。

#### (4) 提出先

〒690-8504 松江市西川津町 1060  
島根大学教育・学生支援部学務課  
電話 0852-32-6032

#### (5) 出願に関する注意事項

- ① 出願書類等に不備がある場合は、受理しません。
- ② 出願書類等は、いかなる理由があっても返還しません。
- ③ 出願書類提出後は、記載事項を変更することはできません。
- ④ 出願書類に虚偽の記載があった場合は、入学後であっても入学を取り消すことがあります。
- ⑤ 出願書類のうち外国語で書かれた証明書、文書等がある場合は、その日本語訳を添付してください。

## 5 選考方法

### (1) 第1次選考

志願者が募集人員の4倍を超えた場合には、適性試験の成績及び出願書類による第1次選考を実施し、募集人員の4倍程度の者を第1次選考合格者とします。

なお、志願者が募集人員の4倍を超えなかった場合は、志願者全員を第1次選考合格者とします。

#### 一 選考方法

適性試験の成績を6割、提出書類の評価を4割の割合で判定します。

#### 二 選考結果の通知

下記の期日付けで、合格者には「受験票」を、不合格者には「不合格通知書」を郵送します。

試験日程	通知日
前期	平成23年 8月25日(木)
後期	平成23年10月24日(月)

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して小論文及び面接を課し、この成績と適性試験結果と出願書類の評価を総合して、第2次合格者を決定します。

#### 一 小論文

大学卒業程度の問題を2問出題し、読解力、分析力、論理展開能力、文章力及び表現力等をみるものです。試験時間は150分間とし、答えは日本語で作成するものとします。

## 二 面接（個人面接）

人物、能力及び意欲等の観点から、法曹に従事する者としての適性をみるものです。  
各志願者に対して3名の面接委員で20分間程度行います。（日本語で行うものとします。）

## 三 選考日程

期 日	科目等	時 間	備 考
前期：平成23年9月11日（日）	小論文	9:00～11:30	受付時間： 8:30～8:50
後期：平成23年11月6日（日）	面接	12:30～	

## 四 配点

	小論文	面接	適性試験結果	出願書類	配点合計
配点 A	20	10	50	20	100
配点 B	20	10	40	30	100

【備考】 「配点A」は、主として一般入試による選考対象者に適用されるものであり、「配点B」は、学業上及び職業上の実績、社会的活動経験等を重視する観点から、特別入試による選考対象者のみに適用されるものです（下記参照）。

## 五 一般入試と特別入試の区分について

法律系学部・学科出身者は、下記の社会人<sup>※1</sup>又は国際的な活躍が期待できる者<sup>※2</sup>に該当する場合を除き、一般入試による選考対象者となり、上記配点表の「配点A」の合計得点により合否判定を行います。法律系学部・学科以外の出身者、社会人<sup>※1</sup>及び国際的な活躍が期待できる者<sup>※2</sup>は、特別入試による選考対象者となり、上記配点表の「配点B」又は「配点A」のいずれか高いほうの合計得点により合否判定を行います。

※1 「社会人」の定義は次の（1）又は（2）のとおりです。

- （1）大学の学部を最初に卒業した後、入学時において3年以上経ている者
- （2）下記の出願資格に該当し大学卒業に準じる者で、入学時において3年以上経ている者
  - ① 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - ④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - ⑤ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - ⑥ 文部科学大臣の指定した者

※2 「国際的な活躍が期待できる者」の定義は (1) 又は (2) のとおりです。

(1) 外国語能力に優れた者

① 英語では、TOEFL (TOEFL-ITP は不可) 又は TOEIC (TOEIC-IP は不可) のどちらか一方のスコア。但し、TOEFL (IBT) の場合 80 点以上、TOEFL (PBT) の場合 550 点以上、TOEIC の場合 730 点以上であること。

② 中国語では、中国語検定試験 2 級・HSK6 級以上であること。

(2) 外国での活動が評価できる者とは、海外での業務あるいはボランティア活動に継続して 1 年以上従事した者を概ねの目安とする。

## 6 採点・評価基準

小論文等	採点・評価基準
小論文	法律知識を問うものではありません。2 問出題しますが、基本的に読解力、分析力、論理展開能力、文章力及び表現力等を評価します。2 問中 1 問は長文を出題し、読解力、分析力を中心に評価します。他の 1 問は、具体的な問題事例に関する自己の見解について、論理展開能力、文章力及び表現力等を中心に評価します。
面接	人物、能力及び意欲等を評価します。
出願書類	学習意欲、適性等を評価します。

## 7 合否判定基準

小論文及び面接の成績、適性試験成績並びに出願書類の総合点の高い順に合格とします。同点の場合は、面接の得点の高い者を上位とします。

ただし、成績によっては、募集人員に満たない場合でも合格者とならない場合があります。

## 8 試験場

《松江会場》のほかに、学外会場として、前期では《東京会場》、後期では《大阪会場》を設置します。

【注】① 学外会場での受験者数は 45 名までとします。

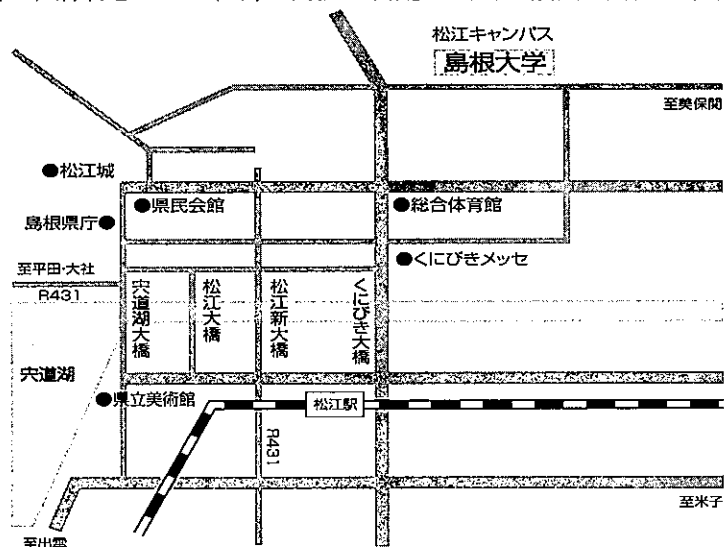
② 学外会場での受験希望者が多数の場合には先着順とし、45 名を超えた志願者は《松江会場》での受験になります。

③ 出願後の変更は認めません。

### 《松江会場》 [前期, 後期]

島根大学 松江キャンパス 法務研究科 (松江市西川津町 1060)

JR 松江駅から大学・川津行きバスに乗り、「島根大学前」で下車 (所要時間約 20 分)

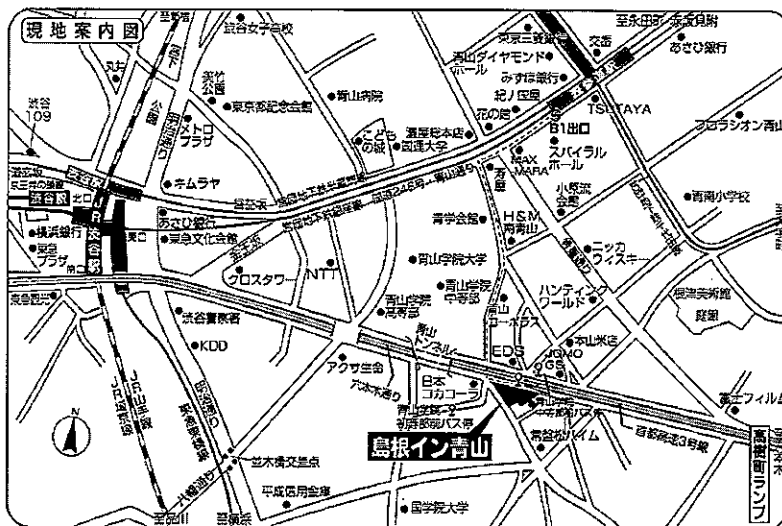


《東京会場》 [前期のみ]

島根イン青山 東京都港区南青山 7-1-5 電話 03-3797-3399

JR 渋谷駅東口から徒歩約 15 分

場所の詳細は、こちらで確認できます。 <http://www.shimane-inn.com/>



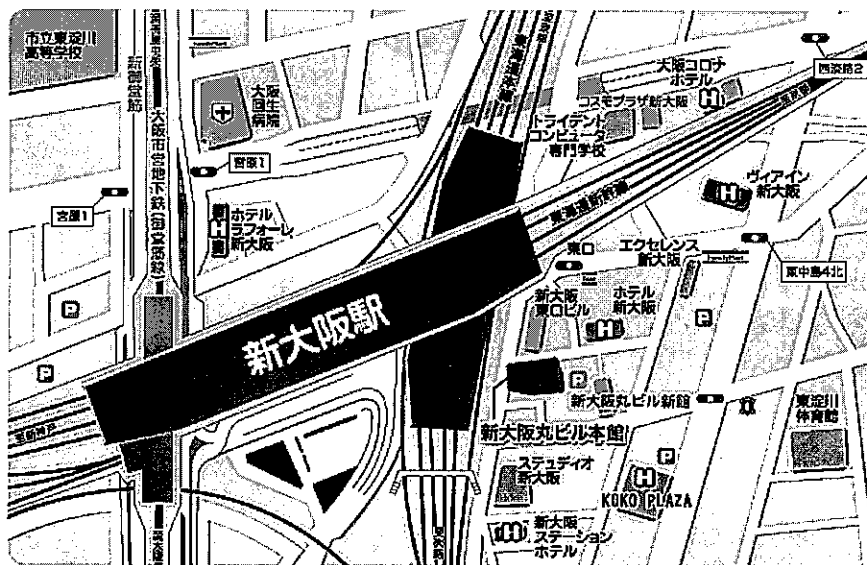
《大阪会場》 [後期のみ]

新大阪丸ビル 大阪市東淀川区東中島 1-18-5 電話 06-6321-1516

新大阪駅東口よりおよそ 150m

場所の詳細は、こちらで確認できます。

[http://www.japan-life.co.jp/jp/conference/shinosaka\\_map.pdf](http://www.japan-life.co.jp/jp/conference/shinosaka_map.pdf)



## 9 合格者の発表

合格者は、下記の日時に法務研究科に掲示(受験番号のみ)するとともに、合格者には合格通知書を郵送します。  
なお、電話等による可否の照会には応じません。

試験日程	合格発表日
前期	平成23年9月26日(月) 午前11時
後期	平成23年11月18日(金) 午前11時

※情報提供の一環として、合格発表時刻以降に合格者の受験番号を本学ホームページに掲載します。

URL: <http://www.shimane-u.ac.jp/categories/nyushi/>

## 10 受験上の留意事項

- (1) 受験者は、試験当日必ず受験票を持参してください。
- (2) 本研究科の入試方法に関して照会する場合は、教育・学生支援部学務課(Tel 0852-32-6032)に問い合わせてください。
- (3) 本学には、自家用車用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 11 入学手続

試験日程	入学手続期間	備考
前期	平成23年10月3日(月)～10月7日(金)	左記の、午前9時から午後5時の間に来学するか、又は郵送により入学手続を行ってください。なお、郵送の場合も上記期限内午後5時必着とします。
後期	平成23年11月28日(月)～12月2日(金)	

### (1) 提出書類

入学届(本学所定の用紙)

### (2) 入学手続時に必要な経費

入学料 282,000円(予定額)

【注】入学手続時までに入学金の改定が行われた場合には、新入学料が適用されます。

(3) その他詳細については、合格者へ送付する「入学案内」をご覧ください。

## 12 授業料

授業料は入学後にお支払いいただくこととなります。

(1) 授業料の額(前期分) 402,000円 (後期分) 402,000円 【年額】 804,000円

【注】入学時及び在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

### (2) 授業料の支払い方法

授業料の支払方法は、預貯金口座からの「口座振替」を原則としています。

## 13 障がい等のある入学志願者との事前相談

本学に入学を志願する者で、障がい等(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱等)があり受験上及び修学上特別の配慮を必要とする場合は、次のとおり相談してください。

### (1) 事前相談の時期

前期:平成23年7月15日(金)まで

後期:平成23年9月16日(金)まで

### (2) 事前相談の方法

本学所定の用紙に医師の診断書又は身体障害者手帳の写を添付し提出してください。(本学所定の用紙は、請求により送付します。)

- (3) 連絡先及び書類提出先 〒690-8504  
松江市西川津町 1060  
島根大学教育・学生支援部学務課  
電話 (0852) 32-6032

【注】① 事前相談の内容によっては、対応に時間を要する場合がありますので、できるだけ早い時期に相談してください。

② 本学が必要と認めた場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る者との面談を行います。

## 14 学生支援制度

### (1) 成績優秀者入学科・授業料特別免除制度

本制度は、山陰（島根県、鳥取県）で法曹，とりわけ弁護士の定着を図ることと，山陰出身者の県外流出学生等と呼び戻すこと，さらには成績優秀な者を受け入れること等により，地域性・国際性豊かな法曹教育の充実を図ることを目的として，本人の申請に基づき，入試成績及び別途実施する特別枠面接の結果を総合して，入学科及び授業料を免除します。なお，この制度を希望する方への意思確認方法については，出願後の受験票を送付する際にお知らせします。

#### ①対象人員

入学者中 5名

内訳 山陰地域枠：3名（島根県・鳥取県いずれかの高校卒業，大学卒業又は大学院を修了した者の中から成績優秀な者）

一般枠：2名（地域にとらわれず成績優秀な者）

#### ②選考方法

入試成績（総合点）及び別途実施する特別枠面接試験の結果を総合して決定します。

#### ③免除期間

入学時から3年間

継続要件は，原則として，2年次については1年次の成績がGPA2.0以上，3年次については2年次の成績がGPA2.0以上の者

（GPAとは科目平均評価点をいい，GPA2.0は，成績評価Bで70～74点の範囲をいう。）

### (2) 入学科免除制度

次のいずれかに該当する方については，選考のうえ，入学科の全額又は半額を免除することがあります。

① 経済的理由により支払期限までに入学科の支払いが困難であり，かつ，学業優秀と認められる方

② 入学前1年以内において，入学する方の学資を主として負担している方（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は入学する方若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等により入学科の支払いが著しく困難であると認められる方

### (3) 入学科徴収猶予制度

次のいずれかに該当する方については，選考のうえ，入学科の徴収を猶予することがあります。

① 経済的理由により支払期限までに入学科の支払いが困難であり，かつ，学業優秀と認められる方

② 入学前1年以内において，学資負担者が死亡し，又は入学する方若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等により，支払期限までに入学科の支払いが困難であると認められる方

### (4) 授業料免除制度

次のいずれかに該当する方については，選考のうえ，授業料の全額又は半額を免除することがあります。

① 経済的理由により授業料の支払いが困難であり，かつ，学業優秀と認められる方

② 入学前1年以内において，学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等により，授業料の支払いが著しく困難であると認められる方

(5) 授業料奨学融資制度

学生が、本学の提携銀行である山陰合同銀行から、当該期の授業料相当額の融資を受け（本学及び銀行の審査があります）、修了後返済する制度で、授業料の支払いに困っている学生への支援の一つとして設けたものです。

制度の概要は次のとおりです。

- ① 在学中は、本学が奨学援助金として利息を負担し、銀行へ支払います。
- ② 授業料免除申請をしている方は本制度の申請はできません。免除申請の結果が半額免除又は不許可になった場合に申請できます。
- ③ 申請の時期は、前期については、7月上旬を予定しています。後期については、12月上旬を予定しています。
- ④ 日本学生支援機構等の奨学金利用者も申請できます。
- ⑤ 学生が山陰合同銀行と融資契約を締結します。

(6) 奨学金制度

毎年多くの学生が、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けています。

(7) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

この保険は、学生の正課中、学校行事中、課外活動中及び学校施設内における不慮の事故によって、身体に傷害を被った場合の保証制度で、全国的な学生の互助共済制度として発足したものです。

本研究科にあつては、学研災及び法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称：法科賠：Lコース)に「全員加入」することとしていますので、入学者全員が保険料を8月末までに支払う必要があります。

- 補償内容(法科賠の概要) ...名誉毀損、プライバシー侵害等によって法律上の損害賠償責任（人格権侵害）を負ったとき、院生の経済的負担を軽減するもの  
対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度(免責金額0円)  
人格権侵害補償 1年あたり1事故1,000万円限度(免責金額0円)

○ 保険料分担金

	学生教育研究災害 傷害保険(学研災)	学研災付帯賠償 責任保険(法科賠)	保険料合計
3年間	2,600円	6,900円	9,500円

※ 学研災の分担金には、通学中等傷害危険担保特約保険料を含みます。

(8) その他

「学生支援制度」に関する詳細について、前記(1)については、法務研究科法科大学院係 (Tel0852-32-9835)、(2)から(6)については教育・学生支援部学生支援課奨学支援グループ (Tel 0852-32-6063)、(7)については教育・学生支援部学生支援課学生支援グループ (Tel 0852-32-6062) まで問い合わせてください。

## 15 個人情報の取扱い

入学志願者・受験者の個人情報については、次のとおり取り扱います。

出願書類等に記載された個人情報（氏名、生年月日、性別その他の個人情報等）は、入試及び合格通知並びに入学手続きを行うために利用します。

また同個人情報は、合格者の入学後の教務関係（学籍、修学指導等）、学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、授業料等に関する業務及び調査・研究（入試の改善や志望動向の調査・分析等）を行う目的をもって本学が管理します。他の目的での利用及び本学の関係教職員以外への提供は行いません。

島根大学における個人情報の取扱いについては下記のとおりです。

### 個人情報保護ポリシー

島根大学は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の不正使用や漏えい等を防ぎ、適正に取り扱うため、法令その他の規程に基づき、安全管理体制を整備するとともに、職員の個人情報保護への意識向上に努めます。

島根大学は、次のとおり個人情報保護への取り組みを継続的に実施していきます。

#### 1.個人情報の収集について

個人情報を収集する場合は、利用目的を明示したうえで行います。

#### 2.個人情報の利用及び提供について

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、第三者に提供することはありません。

なお、法律に基づく場合や本人から事前に同意を得ている場合は、第三者に提供することがあります。

#### 3.個人情報保護のための安全対策について

個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん並びに漏えい等を未然に防ぐための安全対策に努めます。

#### 4.個人情報の管理体制について

個人情報を適切に管理するため、総括保護責任者、部局保護責任者、保護管理者、保護担当者による管理体制を整備しています。

#### 5.個人情報の開示等及び相談窓口について

本学が保有している個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」により開示等の請求を行うことができます。

なお、開示等の請求及び苦情相談等については、下記の窓口にお問い合わせいたします。

島根大学総務部総務課

電話 (0852)32-9755

電子メール [jsy-bunsyo@jn.shimane-u.ac.jp](mailto:jsy-bunsyo@jn.shimane-u.ac.jp)

#### ※個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

## 法務研究科案内

### 1 目 的

国際社会の発展に貢献し、地域社会に深く根ざした法曹の養成

国際化にも対応できる高度の法的思考力と知識を有する優れた法的知性を備えるとともに、人間的魅力に富み、ライフワークとして山陰をはじめとする地域の法化社会化に尽力する専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを目的とします。

### 2 修業年限

原則3年

【注】本研究科では、2年間の短縮コースは設けません。

ただし、後述の履修免除試験の結果により、2年間での修業も可能になります。

### 3 履修方法

所定の必修科目及び選択必修科目を中心に合わせて97単位以上修得します。

#### ○ 履修免除試験について

本研究科では、いわゆる既修者コースは設けておりませんが、入学手続後、希望者に対して実施する下記アの履修免除試験科目全てに合格した場合に限り、1年次配当必修科目の中から、下記イの12科目30単位についての履修を免除し、2年次配当科目からの履修を認めます。

これにより、在学期間を1年短縮させることができます。

なお、1年次配当必修科目のうち、「法情報調査」は履修免除科目となっていないので、必ず受講しなければなりません。

#### ア 履修免除試験科目

公法〔憲法〕

民法〔総則及び契約法、不法行為法、債権総論、物権法〕

民事訴訟法

刑法〔総論〕

刑事訴訟法

(注) 一 民法〔不法行為法〕には、事務管理・不当利得が含まれます。

二 民法〔物権法〕には、担保物権法は含みません。

#### イ 履修免除科目 (括弧は単位数)

公法入門 (2)

民法入門 (2)

公法Ⅱ (2)

民法Ⅱ〔不法行為法〕 (2)

民法Ⅳ〔物権法〕 (2)

刑法Ⅰ (2)

刑事法入門 (2)

公法Ⅰ (2)

民法Ⅰ〔総則及び契約法〕 (4)

民法Ⅲ〔債権総論〕 (2)

民事訴訟法 (4)

刑事訴訟法 (4)

以上、12科目30単位

なお、各科目の可否については、一定の合格人数枠を設けるのではなく、あくまでも客観的に、本研究科1年次に到達すべきレベルにあるか否かによって判断されるものとします。

履修免除試験は、平成23年12月10日(土)、11日(日)の2日間で行います。

詳細については、合格通知書と共にお知らせします。

#### 4 授業科目

##### (1) 法律基本科目群

公法入門, 民事法入門, 刑事法入門, 民事法の基礎  
公法Ⅰ, 公法Ⅱ, 公法Ⅲ  
公法総合Ⅰ, 公法総合Ⅱ  
民法Ⅰ, 民法Ⅱ, 民法Ⅲ, 民法Ⅳ, 民法Ⅴ, 民法Ⅵ  
商法Ⅰ, 商法Ⅱ, 民事訴訟法  
民事法総合Ⅰ, 民事法総合Ⅱ, 民事法総合Ⅲ, 民事法総合Ⅳ  
刑法Ⅰ, 刑法Ⅱ, 刑事訴訟法  
刑事法総合Ⅰ, 刑事法総合Ⅱ

##### (2) 実務基礎科目群

法情報調査, 法曹倫理, 民事訴訟実務の基礎, 刑事訴訟実務の基礎  
法律実務総合演習, リーガルクリニック a, リーガルクリニック b, ローヤリング  
エクスターンシップ a, エクスターンシップ b  
民刑事模擬裁判

##### (3) 基礎法学・隣接科目群

地域と法, 法理学, 法史学, 英米法, EU法,  
パブリック・マネジメント  
金融経済論Ⅰ, 金融経済論Ⅱ

##### (4) 展開・先端科目群A

国際取引法, 東アジアの法事情, 比較契約法, 家族と法, 高齢者・障害者問題

##### (5) 展開・先端科目群B

刑事学, 国際私法, 韓国の法事情, 国際法  
国際人権法, 環境法,  
地方自治法, 労働法, 経済法, 租税法, 倒産法

##### (6) 特殊講義

#### 5 学 位

法務博士(専門職)

#### 6 ホームページによる情報提供について

本研究科に関する情報は、島根大学法務研究科ホームページから入手できます。

島根大学法務研究科ホームページ URL <a href="http://www.lawschool.shimane-u.ac.jp/">http://www.lawschool.shimane-u.ac.jp/</a>
---